



栃木県公報

平成20年
12月9日(火)
第2029号

目次

規 則	
自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則及び栃木県環境影響評価条例施行規則の一部改正.....	971
告 示	
予定保安林.....	972
障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....	973
障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定.....	973
道路の区域の変更.....	974
道路の供用開始.....	975
公 告	
栃木県公報の販売人、販売価格及び申込方法.....	975
平成20年度クリーニング師試験の実施.....	975
患畜の届出.....	977
土地改良区役員の退任.....	977
土地改良区清算人の退任.....	977
県営土地改良事業に係る換地処分.....	978
開発行為の工事完了.....	978

規 則

栃木県規則第六十一号

自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則及び栃木県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年十二月九日

栃木県知事 福田 富一

自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則及び栃木県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

(自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則(昭和四十九年栃木県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号(少)及び第八条第一号中「第一条第四項」を「第一条第五項」に改める。

(栃木県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第二条 栃木県環境影響評価条例施行規則(平成十一年栃木県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第56号。以下この項において「規則」という。)第75条第1項に規定する」を「空港法(昭和三十一年法律第80号)第2条に規定する空港その他の」に、「規則」を「(航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第56号))」に、「飛行場の」を「空港等の」に改める。

別表第一の三の項中「第55条の2第2項」を「第55条の2第3項」に改める。

附 則

1)の規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条中栃木県環境影響評価条例施行規則別表第一の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

(環境森林政策課)

告 示

栃木県告示第705号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年12月9日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
那須郡那須町大字梓字山神648の50、648の91
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字山神648の91（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 1 保安林予定森林の所在場所
宇都宮市篠井町字内越824の3から824の5まで、824の10、824の11、824の15、824の16、1836、字中坪836の1から836の3まで、字即川838の1、字ハテノ久保839、840、字赤芝1781、1815の1、1816、1821、1822、1825、1829、1831、1832の1、1832の2、1833から1835まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字内越824の10・字ハテノ久保840（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿沼市上久我字滝ノ沢2030の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 保安林予定森林の所在場所
日光市小百字檜原1201、2648
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁並びに日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第706号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成20年12月9日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0920600046	希望	日光市猪倉3764-1	医療法人秀明会	日光市山口867-3	平成20年12月1日	共同生活援助

栃木県告示第707号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成20年12月9日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	施設		事業者		指定の年月日	サービスの種類	入所員(人)
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地			
0910500024	シンフォニーあわの	鹿沼市下永野236-5	社会福祉法人優心会	鹿沼市下永野236-5	平成20年12月1日	生活介護施設入所支援	50

(障害福祉課)

栃木県告示第708号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成20年12月9日から平成21年1月7日まで一般の縦覧に供する。

平成20年12月9日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 足利館林線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
8	前	足利市瑞穂野町字南荒句224-1から足利市瑞穂野町字南荒句225-1まで	15.2~17.2	69.5	
	後	足利市瑞穂野町字南荒句224-2から足利市瑞穂野町字南荒句225-1まで	15.2~32.5	86.0	

道路の種類 県道

路線名 一般県道 黒部西川線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
249	前	日光市湯西川44から日光市湯西川1-6まで	7.0~41.1	120.0	
	後	日光市湯西川44から日光市湯西川1-6まで	7.0~50.7	120.0	

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮船生高德線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
	前	日光市塩野室町字築場河原2107-146から塩谷郡塩谷町大字佐貫字堀ノ西1684まで	4.8~9.3	1,220.0	

3 2 5	後A	日光市塩野室町字築場河原2107-146から 塩谷郡塩谷町大字佐貫字堀ノ西1684まで	4.8 ~ 9.3	1,220.0	A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後B	日光市塩野室町字築場河原2107-146から 塩谷郡塩谷町大字佐貫字堀ノ西1684まで	10.7 ~ 31.0	1,060.0	

栃木県告示第709号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県土整備部道路保全課において、平成20年12月9日から平成21年1月7日まで一般の縦覧に供する。

平成20年12月9日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道123号	芳賀郡益子町大字大沢1438-7地先から 芳賀郡益子町大字大沢1437-4地先まで	平成20年12月9日
8	主要地方道 足利館林線	足利市瑞穂野町字南荒句224-2から 足利市瑞穂野町字南荒句225-1まで	平成20年12月9日
249	一般県道 黒部西川線	日光市湯西川355-6から 日光市湯西川1-6まで	平成20年12月10日

（道路保全課）

公 告

栃木県公報の販売人、販売価格及び申込方法

栃木県公報発行規則（昭和32年栃木県規則第11号）第8条第2項の規定により、栃木県公報の販売人、販売価格及び申込方法について次のとおり公告する。

平成20年12月9日

栃木県知事 福 田 富 一

1 販売人

所在地 宇都宮市岩曾町1355番地

名称 株式会社井上総合印刷

代表者の氏名 井上 光夫

2 販売価格

1か月 2,900円（消費税、地方消費税及び郵送料を含む。）

3 申込方法

直接販売人に申し込むこと。

電話番号 028（661）4723

（文書学事課）

平成20年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条の規定により平成20年度クリーニング師試験を次のとおり実施するので、クリーニング業法施行細則（昭和33年栃木県規則第78号）第4条の規定により公告する。

平成20年12月9日

栃木県知事 福 田 富 一

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学 科 試 験	平成21年 2月18日（水） 午前10時から	宇都宮市戸祭元町1-25 栃木県保健福祉会館 さくら市喜連川5547 喜連川社会復帰促進センター
実 地 試 験	平成21年 2月18日（水） 午後1時から	同 上

2 試験科目

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 実地試験

- ア 鑑定試験
薬品及び繊維の鑑定
- イ 技能試験
洗たく物の処理に関する技能

3 出願期間

平成21年1月7日（水）から同月9日（金）まで
（郵送による場合は、1月9日までの消印があるものに限り受け付ける。）

4 出願場所

- (1) 県内(宇都宮市を除く。)居住者は、その住所地を管轄する健康福祉センター
- (2) 宇都宮市内居住者は、宇都宮市保健所
- (3) 県外居住者は、栃木県保健福祉部生活衛生課

5 受験資格

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者
- (4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項に規定する者（(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の学力があると認められる者）

6 提出書類

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 受験資格を証する書類（卒業証明書等）
なお、卒業証書の写しを提出する場合は、原本も持参すること。
- (4) 受験票
- (5) 写真（出願前6か月以内に撮影した上半身正面、無帽の縦6cm横4.5cmのものを受験票にはりつけること。）
- (6) 50円切手（郵送料として、50円切手を受験票にはること。）
- (7) 戸籍謄本又は抄本（卒業証明書等の氏名が現在の氏名と異なっている場合）

7 受験手数料

7,000円（受験願書に栃木県収入証紙をちょう付し、消印をしないこと。）

8 合格者の発表

平成21年3月4日（水）午前9時栃木県庁屋外掲示板、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所に掲示す

るほか、合格者に通知する。（合否について電話での問い合わせには一切応じない。）

9 その他

受験者本人は、合格発表の日から同日の属する年度末日まで、科目別得点を栃木県保健福祉部生活衛生課において口頭請求できる。この場合、本人であることを証明できる書類（受験票、運転免許証等身分証明書）を持参すること。

また、受験に関する諸用紙は、栃木県保健福祉部生活衛生課又は最寄りの健康福祉センター及び宇都宮市保健所で配付する。なお、郵送を希望する者は、返信用封筒（規格（長3）の封筒にあて先明記の上80円切手をはる。）を同封の上栃木県保健福祉部生活衛生課あて請求すること。

その他不明な点は、次に問い合わせること。

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県保健福祉部生活衛生課

電話 028-623-3110

（生活衛生課）

患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成20年12月9日

栃木県知事 福 田 富 一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生は発生場所又は区域	発生年月日	経過及び転帰
ヨ－ネ病	牛	患畜	2頭	大田原市	平成20年11月27日	法令殺

（畜産振興課）

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成20年12月9日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退任年月日	就任年月日
黒磯市石田坂土地改良区	監 事	渡辺 久男		那須塩原市寺子664	20.11.12	
	”	後藤 一正		” ” 1197	”	

土地改良区清算人の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人について退任の届出があったので、同法第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成20年12月9日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	清算人氏名	住 所	退任年月日

黒磯市石田坂 土地改良区	平 山 英	那須塩原市寺子376	20.11.12
	石 塚 幸 治	" " 614	"
	藤 田 豊	" " 928	"
	高 柳 好 美	" " 946	"
	平 山 茂	" " 312	"

県営土地改良事業に係る換地処分

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営栃木市西部地区土地改良（区画整理）事業内の土地について次のとおり換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成20年12月9日

栃木県知事 福 田 富 一

1 換地処分の年月日

平成20年11月25日

2 換地処分の内容

平成20年7月1日付け栃木県告示第391号で公告した換地計画のとおり。

(農地整備課)

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年12月9日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
鹿沼市仁神堂町字桧原533番144	鹿沼市仁神堂町531番地23	仁神堂町自治会 会長 金子享司
鹿沼市上殿町字鳩胸1883番の一部	鹿沼市上殿町1233番地1	大 貫 幸 男
鹿沼市北赤塚町字八龍神2番2	鹿沼市緑町1丁目10番地1 緑町東市営 住宅1号棟16号室	森 友 忠 良
鹿沼市大和田町字南端31番2、31番4	鹿沼市大和田町31番地2	臼 井 静 男
下野市小金井字東原2766番10	宇都宮市一ノ沢町256番地7	トヨタウッド ユ ー ホ ー ム 株 式 会 社
下都賀郡大平町大字下高島字石橋642番2	小山市城東7丁目10番23号 サンボナ ールE201	鈴 木 裕 史 鈴 木 克 映
下都賀郡壬生町大字北小林字五反田道	下都賀郡壬生町大字安塚916番地1 ク	黒 須 宏 美

328番2	リアビレッジD101	
下都賀郡藤岡町大字大田和字屋敷149番2	下都賀郡藤岡町大字大田和148番地1 埼玉県加須市久下6丁目2番地27	小笠原 幹彦 植竹 則江
下都賀郡岩舟町大字小野寺字花神841番1	佐野市大橋町3232番地7 市営住宅3-4	石橋 操 石橋 貴志
塩谷郡高根沢町大字平田字大塚1590番3	塩谷郡高根沢町大字平田1590番地1	鈴木 隆之
塩谷郡高根沢町大字上高根沢字網代34番4、26番8、34番19	塩谷郡高根沢町大字上高根沢34番地4	青木 幹成
那須塩原市島方字蛇尾川添12番、13番、15番12	東京都千代田区永田町2丁目14番2号	株 式 会 社 レ ン タ ル の ニ ッ ケ ン
那須塩原市島方字中町623番1、625番1、626番1 (開発行為に関する工事) 那須塩原市島方字中町623番1地先	福島県白河市北中川原55番地	株 式 会 社 鹿 島 ガ ー デ ン
那須塩原市島方字蛇尾川添11番1	那須塩原市島方11番地1	株 式 会 社 ニ ッ パ ン ・ エ ン ジ ニ ア リ ン グ 栃 木

(都市計画課)